

第四十八条第一項を次のように改める。

法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。

一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) (二)に掲げる法人以外の法人 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額

(二) 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第六項各号に掲げる法人、

第三項の規定により法人とみなされる法人でない社団及び財団、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十九項に規定する投資法人並びに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）第二条第三項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本の金額若しくは出資金額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

二 特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下同じ。）の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。以下同じ。） 特定信託所得割額

三 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業 収入割額

第四十八条第三項中「行なう」を「行う」に、「本節」を「この節」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「または」を「又は」に、「定が」を「定めが」に、「本節中」を「この節の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 個人の行う事業に対する事業税は、個人の行う法第七十二条の二第七項から第九項までに規定する第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、その個人に課する。

第四十八条の次に次の二条を加える。

（事業税の納税管理人）

第四十八条の二 事業税の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、課税地を所管する地域振興局所管区域内に住所等を有する者の中から納税管理人を定めその定める必要が生じた日から十日以内にその旨を地域振興局長に申告し、又は同日から十日以内に当該区域外に住所等を有する者の中から納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて地域振興局長に申請してその承認を受けなければならない。

2 当該納税義務者は、納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他前項の規定により申告し、又は承認を受けた事項に異動を生じた場合においては、その変更する必要が生じた日又は異動を生じた日から十日以内に、その旨を地域振興局長に申告し、又はその変更若しくは異動について地域振興局長に申請してその承認を受けなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る事業税の徴収の確保に支障がないことについて地域振興局長に申請してその

認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、認定を受けた事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から十日以内にその旨を地域振興局長に届け出なければならない。

(事業税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第四十八条の三 前条第三項の認定を受けていない事業税の納税義務者(同条第一項又は第二項の承認を受けていない納税義務者に限る。)で同条第一

項又は第二項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつたものは、三万円以下の過料に処する。

第四十九条の見出し中「事業税」を「法人の事業税」に改め、同条第一項を次のように改める。

法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

(一) 付加価値割 各事業年度の付加価値額

(二) 資本金割 各事業年度の資本等の金額

(三) 所得割 各事業年度の所得及び清算所得

二 特定信託の受託者である法人の行う信託業 各特定信託の各計算期間の所得

三 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業 各事業年度の収入金額

第四十九条第二項中「収入金額若しくは所得」を「付加価値額、資本等の金額及び所得、清算所得」に、「又は清算所得」を「並びに各事業年度の収入金額」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「収入金額及び所得」を「付加価値額、資本等の金額及び所得、清算所得」に、「清算所得は」を「各事業年度の収入金額は、」に、「及び第七十二条の十五」を「から第七十二条の二十四の三まで」に改め、「第三項及び第四項の所得は第七十二条の十五、第七十二条の十七及び第七十二条の十八の規定により」を削り、同項を同条第三項とする。

第五十条の見出し中「又は個人」を「の事業税」に改め、同条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は法第七十二条第七項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人」及び「又は個人」を削り、「第七十二条の十四第一項ただし書又は第七十二条の十七第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第一項ただし書」に改め、「又は総収入金額及び必要な経費」を削る。

第五十一条の見出しを「(法人の事業税の税率等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

法人の行う事業(特定信託の受託者である法人の行う信託業並びに電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業を除く。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

(一) 各事業年度の付加価値額に百分の〇・四八を乗じて得た金額

(一) 各事業年度の資本等の金額に百分の〇・二を乗じて得た金額
 (三) 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に定める率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の四・四
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の六・六
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額及び清算所得	百分の八・六

二 特別法人（法第七十二条の二十四の七第六項に規定する特別法人をいう。次項第一号及び第四項第二号において同じ。） 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に定める率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六
各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得	百分の七・五

三 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に定める率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の八・四
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額及び清算所得	百分の十一

第五十一条第三項を削り、同条第二項中「前項の各事業年度の所得又は」を「第一項の各事業年度の所得又は第二項の」に、「税率は、同項第二号又は第三号」を「額は、第一項又は第二項」に、「特別法人にあつては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の百分の七・五とし、その他の法人にあつては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の百分の十一」を「次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

- (一) 各事業年度の付加価値額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
 - (二) 各事業年度の資本等の金額に百分の〇・二を乗じて得た金額
 - (三) 各事業年度の所得及び清算所得に百分の八・六を乗じて得た金額
 - (四) 各特定信託の各計算期間の所得に百分の十一を乗じて得た金額
- 二 特別法人 次に掲げる金額の合計額
- (一) 各事業年度の所得及び清算所得に百分の七・五を乗じて得た金額
 - (二) 各特定信託の各計算期間の所得に百分の七・五を乗じて得た金額
- 三 その他の法人 次に掲げる金額の合計額
- (一) 各事業年度の所得及び清算所得に百分の十一を乗じて得た金額
 - (二) 各特定信託の各計算期間の所得に百分の十一を乗じて得た金額
- 第五十一条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 特定信託の受託者である法人の行う信託業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に定める率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六
各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の七・五

二 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に定める率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六
各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円を超える年八百万円以下の金額	百分の八・四
各特定信託の各計算期間の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の十一

3 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一・五を乗じて得た金額とする。
第五十一条に次の一項を加える。

5 事業年度が一年に満たない場合又は各特定信託の計算期間が一年に満たない場合における第一項又は第二項の規定の適用については、第一項中「年四百万円」とあるのは「四百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「年八百万円」とあるのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、第二項中「年四百万円」とあるのは「四百万円に当該計算期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「年八百万円」とあるのは「八百万円に当該計算期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。

第五十二条を次のように改める。

(法人の事業税の徴収の方法)

第五十二条 法人の行う事業に対する事業税の徴収については、申告納付の方法による。

第五十三条第一項中「の所得若しくは収入金額、」を「に係る所得割(第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割及び所得割とする。)(若しくは収入割又は)」に、「の所得又は清算所得に係る事業税」を「に係る特定信託所得割」に改め、同項第一号中「第五十九条第一項」を「第四十八条の二第一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第十一項」を「第十五項」に改める。

第五十四条及び第五十五条を次のように改める。

(法人の事業税の徴収猶予の申請)

第五十四条 法第七十二条の三十八の二第一項又は第六項の規定による徴収猶予の申請をする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を地域振興局長に提出しなければならない。

- 一 法人の住所及び名称
- 二 事業税を納付することが困難な理由
- 三 提供する担保
- 四 徴収猶予を受けようとする税額
- 五 徴収猶予を受けようとする期間
- 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 法第七十二条の三十八の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による徴収猶予の期間の延長を申請する法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を地域振興局長に提出しなければならない。

一 法人の住所及び名称

二 徴収猶予を受けた期間内にその猶予を受けた税額を納付することができないやむを得ない理由

三 徴収猶予を受けようとする税額

四 徴収猶予を受けようとする期間

(個人の事業税の課税標準)

第五十五条 個人が行う事業に対する事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による。

2 個人が年の中途において事業を廃止した場合における事業税の課税標準は、前項の所得によるほか、当該年の一月一日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得による。

3 二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する個人に係る事業税の課税標準は、当該個人の前二項の所得を法第七十二条の五十四の規定によりあん分した額とする。

4 第一項及び第二項の所得は、法第七十二条の四十九の八から第七十二条の四十九の十までの規定により算定する。
第五十五条の次に次の三条を加える。

(個人の事業税の課税標準の区分経理の義務)

第五十五条の二 法第七十二条の二第九項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、当該個人の事業から生ずる所得について、法第七十二条の四十九の八第一項ただし書の規定によつて当該個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

(個人の事業税の税率等)

第五十五条の三 個人が行う事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第一種事業を行う個人 所得に百分の五を乗じて得た金額

二 第二種事業を行う個人 所得に百分の四を乗じて得た金額

三 第三種事業(次号に掲げるものを除く。)を行う個人 所得に百分の五を乗じて得た金額

四 第三種事業のうち法第七十二条の二第九項第四号、第五号及び第七号に掲げる事業を行う個人 所得に百分の三を乗じて得た金額

2 前項の規定により区分された事業をあわせて行う場合における同項各号に掲げる税率を適用すべき所得は、当該個人の事業の所得をそれぞれの事業につき法第七十二条の四十九の八第一項から第三項までの規定によつて計算した所得金額にあん分して算定する。

(個人の事業税の徴収の方法)

第五十五条の四 個人の行う事業に対する事業税の徴収については、普通徴収の方法による。

第五十七条第一項中「行なう」を「行う」に、「第七十二条の十七第一項」を「第七十二条の四十九の八第一項」に、「計算した」を「計算した」に、「第七十二条の十八第一項」を「第七十二条の四十九の十第一項」に、「こえる」を「超える」に、「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「法施行規則」という。）」を「法施行規則」に改め、同条第二項中「第七十二条の十七第六項」を「第七十二条の四十九の八第六項」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第五十九条から第六十一条までを次のように改める。

第五十九条から第六十一条まで 削除

第六十二条第一項中「前年度の事業税」を「前年度の個人の行う事業に対する事業税（以下この条において「事業税」という。）」に、「一に」を「いずれかに」に、「者に」を「ものに」に改め、同項第二号中「本号」を「この号」に、「第七十二条の十七第八項」を「第七十二条の四十九の八第八項」に、「以下次号」を「次号」に、「第七十二条の十七第一項」を「第七十二条の四十九の八第一項」に改め、同条第二項第一号中「すでに」を「既に」に改める。

第六十二条の六中「同条第二項から第四項まで」を「同条第二項及び第三項」に改める。

第六十三条第二項中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改め、同条第七項中「減額するものとする」を「減額する」に改め、同条第八項中「還付するものとする」を「還付する」に改め、同条第十一項中「緑資源公団が緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）により行う同法第十八条第一項第七号イ」を「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百三十号）により行う同法第十一条第一項第七号イの事業及び同法附則第八条第一項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号。以下「旧農用地整備公団法」という。）第十九条第一項第一号イ」に改める。

第七十六条の七第一項中「緑資源公団」を「独立行政法人緑資源機構」に、「緑資源公団法第二十二条の四第二項」を「独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項若しくは同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項」に改め、同条第二項中「緑資源公団法第二十二条の四第二項」を「独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項又は同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項」に改め、同条第三項中「緑資源公団」を「独立行政法人緑資源機構」に改める。

附則第二条第二号中「第三十五条から第三十六条の二まで及び附則第四条」を「第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二及び附則第四条第一項」に改め、同条第三号中「附則第五条第二項」を「附則第五条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十六条の三の規定の適用については、同条中「及び前条」とあるのは、「、前条及び附則第二条第一項」

とする。

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第四条に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十六条の三の規定の適用については、同条中「及び前条」とあるのは、「前条及び附則第四条第一項」とする。

附則第五条第二項中「第三十三条から第三十六条の二まで及び前条」を「第三十三条から第三十五条の二まで、第三十六条の二及び前条第一項」に改め、同条第三項中「附則第二条並びに」を「第三十六条の三、附則第二条第一項並びに」に、「附則第二条第二号」を「第三十六条の三中「及び前条」とあるのは、「前条及び附則第五条第二項」と、附則第二条第一項第二号」に、「附則第四条」を「附則第四条第一項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

附則第八条第三項第二号中「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同項第三号中「及び附則第四条」を「第三十六条の三及び附則第四条第一項」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同項第四号中「附則第二条」を「附則第二条第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に、「法附則第三十三条の三第一項」を「同条第一項」に改める。

附則第九条第一項中「第四項第二号」を「第三項第二号」に改め、同条第三項第三号中「及び附則第四条」を「第三十六条の三及び附則第四条第一項」に改め、同項第四号中「附則第二条」を「附則第二条第一項」に、「同条中」を「同項中」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に、「附則第三十三条の三第五項」を「附則第三十四条第四項」に、「法附則第三十三条の三第一項」を「同条第一項」に改める。

附則第十二条第一項第二号中「附則第十八条第一項」を「附則第十七条の三第一項」に改める。

附則第十二条の二第一項中「第二条第十七項」を「第二条第二十項」に改め、同条第二項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改め、同条第六項及び第七項を次のように改める。

6 特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する者に係る株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

7 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第三十七条の四の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）

に、特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則附則第十五条の二第一項に規定する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことにつきやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

附則第十二条の二第八項第三号中「及び附則第四条」を、「第三十六条の三及び附則第四条第一項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「による所得割の額」との下に、「第三十六条の三中「第三十三条第六項」とあるのは「附則第十二条の二第七項」とを加え、同項第四号中「附則第二条」を「附則第二条第一項」に、「同条中」を「同項中」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改める。

附則第十二条の二の三第一項中「で定める」を「附則第十八条の三第一項に規定する」に、「計算するものとする」を「計算する」に改め、同条第二項中「第六十一条の二第二項の規定による信用取引」を「第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引又は発行日取引（所得税法第二条第一項第十七号に規定する有価証券（以下この項において「有価証券」という。）が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて法施行規則附則第十五条の三に規定する取引をいう。）」に、「信用取引」を「信用取引等」に、「上場株式等信用取引契約」を「上場株式等信用取引等契約」に、「信用取引を」を「信用取引等を」に、「で定める」を「附則第十八条の三第二項に規定する」に、「信用取引に係る上場株式等の譲渡」を「信用取引等に係る上場株式等の譲渡」に、「計算するものとする」を「計算する」に改める。

附則第十二条の三第六項中「第二条第十七項」を「第二条第二十項」に改める。

附則第十二条の四第二項第三号中「及び附則第四条」を、「第三十六条の三及び附則第四条第一項」に改め、同項第四号中「附則第二条」を「附則第二条第一項」に、「同条中」を「同項中」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改める。

附則第十三条の次に次の三条を加える。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の特例）

第十三条の二 平成十七年度から平成二十年度までの各年度分の個人の県民税に係る第三十六条の三の規定の適用については、同条中「百分の三十二」とあるのは、「三分の一」とする。

（配当割の税率の特例）

第十三条の三 平成十六年一月一日から平成二十年二月三十一日までの間に支払を受けるべき特定配当等の額に係る配当割の税率は、第四十七条の九の規定にかかわらず、百分の三とする。

（株式等譲渡所得割の税率等の特例）

第十三条の四 平成十六年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に行われた第三十条第一項第七号に規定する特定口座内保管上場株式等の同号に規定する譲渡又は同号に規定する上場株式等の同号に規定する信用取引等に係る同号に規定する差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に

係る株式等譲渡所得割の税率は、第四十七条の十五の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 前項の場合において、第四十七条の十七の規定の適用については、同条第三項中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

附則第十四条の二の見出しを「(法人の事業税の課税標準の特例)」に改め、同条中「第四十九条第六項」を「第四十九条第三項」に、「及び第七十二条の十五」を「第七十二条の二十四の三まで」に改める。

附則第十四条の七第一項中「日本鉄道建設公園」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

附則第十九条第一項に次の一号を加える。

三 平成五年三月三十一日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成三年三月三十一日)までに新車新規登録を受けた自動車(前二号の規定の適用を受ける自動車を除く。) 平成十六年度

附則第十九条第三項中「平成十六年度分の自動車税に限り」の下に、「当該自動車平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十六年度分の自動車税に限り」を加える。

附則第二十二條第六項中「附則第十二條の二の二第一項」を「附則第十二條の二の二第三項」に改め、同条第七項中「附則第十二條の二の二第二項」を「附則第十二條の二の二第四項」に改める。

附則第二十五條第三項に後段として次のように加える。

この場合における第三十六條の三の規定の適用については、同条中「及び前条」とあるのは、「前条及び附則第二十五條第三項」とする。

附則第二十五條第四項第一号中「第三十五條から第三十六條の二まで、附則第二條及び附則第四條」を「第三十五條、第三十五條の二、第三十六條の二、附則第二條第一項及び附則第四條第一項」に改め、同項第二号中「附則第三條の三第四項及び法附則第五條第二項」を「附則第三條の三第五項及び法附則第五條第三項」に改め、同条第五項中「第五十一條第一項第一号中「百分の一・五」とあるのは「百分の一・三」と、同項第二号及び第三号中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の七・三」と、「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」と、同条第二項中「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、「第五十一條第一項第一号(三)の表中「百分の四・四」とあるのは「百分の三・八」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の五・五」と、「百分の八・六」とあるのは「百分の七・二」と、同項第二号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、同項第三号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の七・三」と、「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」と、同条第二項第一号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、同項第二号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の七・三」と、「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」と、同条第三項中「百分の一・五」とあるのは「百分の一・三」と、同条第四項第一号(三)中「百分の八・六」とあるのは「百分の七・二」と、同号(四)中「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」と